

# 荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金交付要綱

令和7年4月1日  
理事長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う高校生等が海外交流等を通して自身の可能性を広げることがを支援するとともに、国際感覚を養うことを支援するため、民間のプログラム等を活用し、海外交流等に参加する者の保護者に対して交付する荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱により支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象生徒」という。）の保護者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による国立、公立又は私立の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校の前1学年から第3学年まで、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程及び各種学校（文部科学省により高等学校相当として指定されているもの及びそれに準ずるものとして荒川区国際交流協会が認めるものに限る）（以下「高等学校等」という。）に在学している者
- (2) 海外交流（ホームステイを含む。）、語学学校等への短期留学、海外におけるインターンシップ、スポーツ及びボランティア活動その他の現地の住民との交流（高等学校等の夏季における休業日の時期に出国し、当該時期に帰国するものに限る。以下「海外交流等」という。）に参加する者
- (3) その保護者が第4条の規定による支援金の交付の申請の時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき区が備える住民基本台帳に記録されている者
- (4) その者に係る支援金とその保護者に交付されたことがない者
- (5) その保護者が属する世帯に属する者の全員に未納の区税がない者

(支援金の額等)

第3条 この要綱により支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、海外交流等に要する費用であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げるもの（次条の規定による支援金の交付の申請をする年度において支出した事実を証拠書類により確認することができるものに限る。）とする。

- (1) 海外交流等が高等学校等、地方公共団体又は民間の団体等（以下「団体等」という。）が主催するものである場合 当該海外交流等の参加に係る費用
- (2) 前号の場合以外の場合 次に掲げる費用
  - ア 国際航空運賃（1往復分に限る。）
  - イ 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分に限る。）
  - ウ 受入国又は受入地域の国際空港から海外交流先までの当該受入国又は受入地域における交通運賃（1往復分に限る。）
  - エ 海外傷害保険料

オ 宿泊費（海外交流等がホームステイである場合にあっては、ホストファミリーに支払う費用）

- 2 前項の規定にかかわらず、海外交流等の参加者となるための選考に係る受験料、受験会場までの交通費等その他海外交流等への参加が決定する前に生じる費用、海外交流先における小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用は、交付対象経費の対象外とする。
- 3 この要綱による支援金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。
  - (1) 交付対象経費の実支出額の2分の1に相当する額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
  - (2) 交付対象経費の実支出額から団体等から給付された奨学金等の額を差し引いた額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
  - (3) 20万円（交付上限額）

（支援金の交付の申請）

第4条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 作文（様式第2号）
- (2) 海外交流計画書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 交付対象者が属する世帯に属する者の全員の住民票の写しその他の書類で対象生徒の保護者であることが証明できるもの
- (5) 交付対象者が属する世帯に属する者の全員に未納の区税がないことを証明する書類（支援金の交付の申請をする日の直近1月以内に取得したものに限り。）
- (6) 対象生徒の高等学校等の在籍証明書又は生徒手帳の写し
- (7) その他理事長が必要であると認める書類

（支援金の交付の決定）

第5条 理事長は、前条の規定による支援金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び面接により、その交付又は不交付を決定し、その交付を決定したときは荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により、その不交付を決定したときは荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、交付対象者に通知するものとする。

（支援金の交付の条件）

第6条 理事長は、前条の規定による支援金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 前条の規定による支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が支援金を他の用途に使用してはならないこと。
- (2) 交付決定者が海外交流等の内容の変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）をし、又は海外交流等を中止しようとする場合においては、速やかに理事長に報告してその指示

を受けること。

- (3) 交付決定者に係る海外交流等が予定の期間内に終了しない場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

#### (申請の取下げ)

第7条 交付決定者は、第5条の規定による支援金の交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金取下書(様式第7号)を理事長に提出することにより、第4条の規定による支援金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

#### (変更等の承認)

第8条 交付決定者は、交付決定通知書に係る海外交流等の変更をし、又は海外交流等を中止するときは、荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金変更申請書(様式第8号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による変更の申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金交付決定変更通知書(様式第9号)又は荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金交付決定取消通知書(様式第10号。以下「交付決定取消通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

#### (軽微な変更の範囲)

第9条 第6条第2号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 海外交流等の変更であって、交付対象経費の総額の5分の1に相当する額以内の額の変更が生じるもの
- (2) 海外交流等の細部の変更であって、支援金の額の増額を伴わないもの

#### (実績報告)

第10条 交付決定者は、対象生徒の海外交流等の終了後に速やかに荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 海外交流等の状況を確認することができる書類及び写真のデータ
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 海外交流等に係る費用の支出を証する書類
- (4) その他理事長が必要であると認める書類

#### (支援金の額の確定)

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る海外交流等の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金確定通知書(様式第12号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 交付決定者は、支援金の交付を受けようとするときは、荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金交付請求書(様式第13号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 海外交流等に参加しなかったとき。
- (3) 交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 海外交流等への参加に関し、不正その他不適切な行為をしたとき。
- (5) 理事長の指示に従わないとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

(書類の保存)

第14条 交付決定者は、第4条の規定による支援金の交付の申請に関する書類及び帳簿等の関係書類を、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。